

19 川監公第10号

平成19年4月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 小 林 貴美子

同 西 村 英 二

監査の種別 財政援助団体等監査

監査の対象 1 出資団体

(1) 財団法人川崎市指定都市記念事業公社

(所管部局 市民局市民生活部庶務課)

(2) 財団法人川崎市文化財団

(所管部局 市民局市民文化室)

(3) 財団法人川崎市保健衛生事業団

(所管部局 健康福祉局保健医療部健康増進課)

(4) 財団法人川崎・横浜公害保健センター

(所管部局 健康福祉局保健医療部環境保健課)

2 指定管理者

(1) 財団法人川崎市文化財団

(所管部局 市民局市民文化室)

公の施設の名称 川崎シンフォニーホール

(2) 社会福祉法人和楽会

(所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

公の施設の名称 川崎市久末老人デイサービスセンター

(3) 財団法人川崎市保健衛生事業団

(所管部局 健康福祉局保健医療部健康増進課)

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

(4) 社会福祉法人母子育成会

(所管部局 健康福祉局こども事業本部こども施策推進

部こども家庭課)

公の施設の名称 川崎市ヒルズすえなが

(5) 財団法人神奈川県民間保育園協会

(所管部局 健康福祉局こども事業本部こども施策推進
部こども計画課)

公の施設の名称 川崎市下作延中央保育園

(6) セントラルスポーツ株式会社

(所管部局 建設局下水道管理部業務課)

公の施設の名称 川崎市入江崎余熱利用プール

監査の範囲 主として平成17年度執行に係る出納その他の事務

監査の期間 平成18年12月1日から

平成19年3月22日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の対象とした団体の出納その他の事務（指定管理者については、当該公の施設の管理に係るものに限る。）が関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また、所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督を行っているかについて実施した。

監査に当たっては、関係書類について抽出による検査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

その結果、次の改善措置を要する事項を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体について改善措置を要する事項

(1) 委託契約の仕様書等を作成するとともに適正に履行確認すべきもの

本市は財団法人川崎・横浜公害保健センター（以下「公害保健セン

ター」という。)との間で、公害病認定患者の健康の回復・保持及び増進のために呼吸機能訓練教室業務委託契約を締結している。

本契約に関しては、公害保健センターから10回分の事業実施につき経費見積書が提出され、その見積書記載の金額が委託料として支払われているが、実績報告書の内容が見積書と一致していないものがあった。本契約に当たっては、川崎市契約規則（昭和39年規則第28号）第13条による予定価格を決定するための仕様書等が作成されておらず、契約書にも具体的な実施内容等が規定されていないため、実績報告書に記載された実施内容等をもって、契約した事業が適正に執行されたかを確認できない状態となっている。

については、仕様書等を作成し、委託業務の内容を確定させて、その確実な実施、契約の透明性の確保等を図るとともに、実績報告書により契約が適正に履行されたことを確認されたい。

なお、本市が公害保健センターと締結している他の委託契約についても同様な事例が散見されたので、併せて改善されたい。

（財団法人川崎・横浜公害保健センター）

（２）業務委託の有効な実施方法等について検討すべきもの

本市は公害保健センターとの間で、気管支ぜん息等についての相談を希望する市内居住者及び過去3年以内に公害健康被害補償制度から離脱した者に対し、相談、指導、呼吸機能検査等を実施するために健康相談・呼吸器健康相談業務委託契約を締結している。

本契約により、平成17年度は12回の相談等が実施されたが、相談者数は年間合計41人であり、そのうち相談者0人が2回あった。

本契約による事業の相談者数は年々減少傾向にあるが、他方、川崎市に

おける気管支ぜん息患者実態調査報告によれば市内の気管支ぜん息患者数は年々増加傾向にあることにかんがみ、広報の拡充等により事業の周知を図るとともに、気管支ぜん息患者等のニーズに合った事業内容、実施方法等とするよう見直しを検討されたい。

(財団法人川崎・横浜公害保健センター)

2 指定管理者について改善措置を要する事項

(1) 協定等に必要事項を定めておくべきもの

ア 物品の管理について

平成18年2月20日付け17川収第1178号で収入役室審査課長が各局区庶務担当課長あてに通知した「指定管理者の管理に係る物品の管理等について」には、以下の事項について協定書等で定めることとされている。(通知文書から一部引用)

① 次の区分による物品の帰属を明確にした管理について

- ・ 市より管理委託を受けている物品
- ・ 指定管理者が持ち込んだ物品
- ・ 管理委託料で購入した物品

② 指定管理者が管理委託料で購入した物品の帰属について

③ 指定管理者の物品管理簿等の作成について

これらの事項について協定等に定めがない事例が見受けられたので、あらかじめ協定等に明記するよう改められたい。

(社会福祉法人和楽会、社会福祉法人母子育成会)

イ 寄附金及び寄贈物品の取扱いについて

公の施設において受領した寄附金及び寄贈物品について、本市と指

定管理者のいずれの帰属とするか協定等に定めがない事例が見受けられた。指定管理者による公の施設の管理の実態や、寄附金及び寄贈物品の内容を考慮した上、協定等に受領物等の帰属に関する規定を設けられたい。

（社会福祉法人母子育成会）

（２）備品の管理について改善すべきもの

指定管理者制度により施設の管理が指定管理者へ移行されることに伴い、本市所有の備品の管理事務も指定管理者が行うこととなるが、併せて（１）アで述べた収入役室審査課長の通知によれば、川崎市物品会計規則（昭和３９年規則第３２号）上の管理等は、引き続き本市が行う必要があることが示されている。

しかしながら、指定管理者に管理を移行した本市の備品の管理状況については、同規則第４４条の規定により本市が作成する備品整理簿等と現品が照合できない事例が見受けられた。指定管理者に本市所有の備品の管理を移行する際には、同規則第６１条第２項に規定する手続に準じて、双方立会いの上備品整理簿等と現品の照合を行うとともに、管理移行後も同規則第６４条の規定による毎年度１回以上の検査を実施し、適正に管理されたい。

（財団法人川崎市文化財団、財団法人川崎市保健衛生事業団、社会福祉法人母子育成会、財団法人神奈川県民間保育園協会）

（３）個別改善事項

ア 社会福祉法人母子育成会

（ア）教育実習生受入れについて協定等に定めておくべきもの

教育実習生を受け入れた場合、指定管理者が謝礼金を受け取り、管理運営費の一部としているが、その取扱いについては特段の定めがされていない。教育実習生の受入れ及び謝礼金の取扱いについて協定等に定められたい。

なお、健康福祉局では、所管する他の施設においても教育実習生を受け入れているが、平成18年6月から原則的に謝礼金を受領しないこととしており、やむを得ない特別な事情がある場合においては、個別に要綱等を定めた上で徴収することとしている。謝礼金の受領については、他の施設との公平性等を十分に考慮した上でその取扱いを決定し、受領するのであれば、要綱等を整備した上で、協定等に定められたい。

(イ) 経理処理を適正に行うべきもの

a 複数の経理区分に共通する経費について

ヒルズすえながの会計処理は、社会福祉法人母子育成会経理規程に基づき、指定管理者の一般会計の中で行われている。指定管理者の一般会計は、法人本部及び定款に記載された社会福祉事業について処理する会計となっており、事業ごとに経理区分を設けて収支計算を行っている。

ヒルズすえながについては、ヒルズすえなが経理区分を設けて収支計算を行っているが、経理区分間繰入金支出として600万円を法人本部経理区分へ繰り出している。この繰出しは、法人本部経理区分で会計処理された経費のうち、ヒルズすえながに直接要した経費及び法人本部の人件費等で他の社会福祉施設と共通する経費（以下「共通経費」という。）に充当するために行われている。

しかしながら、共通経費に充当するための繰出しについては、金

額の決定方法に明確な基準がなく、ヒルズすえなが経理区分が負担すべき額であるか明らかでない。指定管理業務に係る運営経費を明確にするためにも、共通経費に係る繰出額の決定に当たっては、社会福祉法人会計基準第13条の規定に基づき、合理的な配分基準により行うよう指導されたい。

b 水道光熱費の決算報告について

指定管理者が本市に提出した平成17年度ヒルズすえなが経費決算書では、水道光熱費合計額は4,338,599円となっている。

しかしながら、料金領収書等と照合したところ、実際にヒルズすえながの水道光熱費として支出された金額は1,433,926円であった。差額の2,904,673円は、aで述べた法人本部経理区分へ繰り出した共通経費等を、本市へ決算報告するに当たり便宜上、水道光熱費科目で調整したことにより生じたものである。施設の管理運営経費を正確に把握することは、適正かつ効率的な施設運営を行う上で重要であることから、決算報告をするに当たっては、適切な勘定科目により行うよう指導されたい。

c 寄附金について

社会福祉法人の寄附金の取扱いについては、平成12年2月17日付け社援施第6号で旧厚生省から通知された「社会福祉法人会計基準の制定について」（以下「会計基準」という。）によれば、寄附物品については、即日消費されるもの又は社会通念上寄附金収入として取扱うことが不適当なもの以外は、取得時の時価により寄附金収入として計上し、当該物品の用途目的に対応した支出科目に計上することとされている。

平成17年度ヒルズすえなが経費決算書においては、受領した寄

附金のうち、社用車１００万円については寄附金収入及び固定資産購入支出として計上されていたが、金券３０万円については計上されていなかった。会計基準に十分留意し、寄附金収入として取り扱わない場合の判断基準を明確にするよう指導されたい。

d 謝礼金について

指定管理者が本市に提出した平成１７年度ヒルズすえなが事業報告書によれば、７校１４名の教育実習生の受け入れを行っている。また、指定管理者は、教育実習生の受け入れに伴い、謝礼金として現金１４５，０００円、図書券６３，０００円を受領している。

しかしながら、受領した謝礼金のうち、口座振込により入金された９５，０００円については収入として計上されているが、施設において受領した現金５０，０００円及び図書券６３，０００円については、収入として計上されずに、施設の諸経費に使用されていた。受領した現金については、全額収入として計上するとともに、社会福祉法人母子育成会経理規程第２２条に基づき、直ちに支出に充てることなく金融機関に預け入れるよう指導されたい。また、図書券については、cで述べた会計基準に十分留意して取り扱うよう指導されたい。

イ セントラルスポーツ株式会社

「事業報告書により報告を求めるべきもの」

川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理に関する協定書別紙仕様書の「５指定管理者が行う業務」には、「（４）水泳用品の販売に関する業務」と規定されており、実際に施設において水泳用品の販売業務が行われている。しかしながら、指定管理者が本市に提出した平成１７年度事業報告書には、水泳用品の販売実績の記載がなかった。

平成15年7月17日付け総行第87号で総務省自治行政局長が各都道府県知事あてに通知した「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」には、「事業報告書においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）」とされている。

指定管理者が公の施設において実施した物品等の販売実績については、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項であることから、事業報告書により水泳用品の販売実績の報告を求められたい。

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体及び対象施設の概要

（基本財産及び資本金は平成１７年度末現在）

１ 出資団体

（１）財団法人川崎市指定都市記念事業公社

団体の概要

設立年月日	昭和５２年４月２１日
設立目的	広く市民のための余暇活用施設及び市民福祉の向上に寄与する施設の設置及び管理並びにその他同様の市民利用施設の管理運営を行うことにより、市民の福祉増進と文化の向上を図ること。
基本財産	１，０００万円
本市の出捐状況	１，０００万円（１００％）
平成１７年度の主な 本市支出金	財団法人川崎市指定都市記念事業公社補助金 ４億７３８万円

（２）財団法人川崎市文化財団

団体の概要

設立年月日	昭和６０年３月２３日
設立目的	市民の文化活動の振興を図り、もって市民生活の向上と川崎市における新しい市民文化の創造に寄与すること。
基本財産	３，０００万円
本市の出捐状況	３，０００万円（１００％）
平成１７年度の主な 本市支出金	財団法人川崎市文化財団補助金 １億８，２１０万円 指定管理料 ７億５，２２２万円

（３）財団法人川崎市保健衛生事業団

団体の概要

設立年月日	平成６年１０月１日
設立目的	川崎市における生涯にわたる健康都市づくりを目指し、市民に対する保健衛生に係る啓発を行い、高齢化社会に対応する健康づくりを行うとともに、生活衛生に必要な事業を展開し、もって市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上に寄与すること。
基本財産	３億円
本市の出捐状況	１億８，０００万円（６０％）
平成１７年度の主な 本市支出金	財団法人川崎市保健衛生事業団補助金 ３億３，１７２万円 指定管理料 ４億１，３６９万円

(4) 財団法人川崎・横浜公害保健センター

団体の概要

設立年月日	昭和52年2月10日
設立目的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与すること。
基本財産	1,000万円
本市の出捐状況	666万円(66.6%)
平成17年度の主な 本市支出金	財団法人川崎・横浜公害保健センター補助金 2,268万円 認定審査会関係委託料 1,480万円

2 指定管理者

(1) 財団法人川崎市文化財団

公の施設の名称 川崎シンフォニーホール

ア 団体の概要は1(2)参照

イ 施設の概要

設置目的	音楽の鑑賞の機会の提供、音楽活動の振興等を図り、もって市民文化の発展に寄与すること。
設置場所	川崎市幸区大宮町1310番地
主な事業内容	1 音楽の鑑賞会を開催すること。 2 音楽の鑑賞、音楽活動等のための施設及び設備を利用に供すること。 3 音楽活動の支援を行うこと。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成15年12月13日から平成20年3月31日まで
設置年月日	平成16年5月20日

(2) 社会福祉法人和楽会

公の施設の名称 川崎市久末老人デイサービスセンター

ア 団体の概要

設立年月日	昭和63年2月15日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
基本財産	7億6,429万円
平成17年度の主な 本市支出金	指定管理料 993万円

イ 施設の概要

設置目的	福祉サービスを必要とする老人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与すること。
設置場所	川崎市高津区久末４５３番地
主な事業内容	１ 介護保険法(平成９年法律第１２３号)の規定による通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供並びに老人福祉法(昭和３８年法律第１３３号)第１０条の４第１項第２号の規定により措置を受けた者の通所による便宜の供与に関すること。 ２ 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うこと。 ３ 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第２０条の７の２第１項に規定する援助に関すること。 ４ 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。
指定期間	平成１６年７月１日から平成２１年３月３１日まで
設置年月日	平成１６年７月１日

(３) 財団法人川崎市保健衛生事業団

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

ア 団体の概要は１（３）参照

イ 施設の概要

設置目的	市民福祉の向上を図るため。
設置場所	かわさき南部斎苑 川崎市川崎区夜光３丁目２番７号 かわさき北部斎苑 川崎市高津区下作延１８７２番地
主な事業内容	火葬に関する業務及び葬祭に関する業務
指定期間	かわさき南部斎苑 平成１６年５月２５日から平成２１年３月３１日まで かわさき北部斎苑 平成１６年４月１日から平成２１年３月３１日まで
設置年月日	かわさき南部斎苑 平成１６年６月１日 かわさき北部斎苑 昭和７年４月３０日（昭和６０年３月１５日改築）

(4) 社会福祉法人母子育成会

公の施設の名称 川崎市ヒルズすえなが

ア 団体の概要

設立年月日	昭和45年10月1日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
基本財産	28億1,521万円
平成17年度の主な 本市支出金	指定管理料 6,324万円

イ 施設の概要

設置目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと。
設置場所	川崎市高津区末長276番地7
主な事業内容	1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項に規定する母子保護の実施に基づく保護等を行うこと。 2 関係機関と連携して母子の保護と生活の支援に当たり、入所者個別の自立支援計画を作成すること。 3 児童福祉法及び児童福祉施設最低基準を守り、自立促進のための支援を行うこと。 4 平日の開所時間内に、ひとり親世帯等から電話相談(生活相談、DV相談、情報提供等)に応じること。 5 関係機関との協力・連携を図るとともに、社会資源の積極的な活用及びボランティアや受講生の受入れをすること。
指定期間	平成17年4月1日から平成22年3月31日まで
設置年月日	昭和26年10月18日

(5) 財団法人神奈川県民間保育園協会

公の施設の名称 川崎市下作延中央保育園

ア 団体の概要

設立年月日	昭和59年7月26日
設立目的	保育に関する調査、研究、相談及び指導並びに児童福祉法第40条の規定に基づく児童厚生施設の設置経営を行なうことにより、神奈川県内民間保育事業の充実を図り、もって児童福祉の発展に寄与することを目的とする。
基本財産	3億1,041万円
平成17年度の主な 本市支出金	指定管理料 1億3,640千円

イ 施設の概要

設置目的	日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育すること。
設置場所	川崎市高津区下作延 1 7 5 番地 4
主な事業内容	1 児童福祉法第 2 4 条第 1 項の規定による保育の実施 2 児童福祉法第 4 8 条の 3 第 1 項の規定による情報の提供、相談及び助言の実施 3 延長保育事業の実施 4 一時保育事業の実施 5 休日保育事業の実施
指定期間	平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
設置年月日	昭和 5 7 年 6 月 1 日

(6) セントラルスポーツ株式会社

公の施設の名称 川崎市入江崎余熱利用プール

ア 団体の概要

設立年月日	昭和 4 5 年 5 月 1 3 日
設立目的	次の事業を行うことを目的とする。 1 ウェルネス・フィットネス・スイミングクラブの企画・運営及び運営受託・指導受託 2 スポーツインストラクターの育成・派遣 3 スポーツ施設の経営コンサルタント 4 マリーンレジャー事業 5 コーポレートフィットネス事業 6 トラベル事業 7 チャイルドケア事業 8 エステティック事業 9 物販事業、その他
資本金	2 1 億 4 , 9 0 1 万円
平成 1 7 年度の主な 本市支出金	指定管理料 9 , 9 6 2 万円

イ 施設の概要

設置目的	入江崎総合スラッジセンターにおける下水汚泥の焼却余熱を有効利用し、市民の健康の増進及び福祉の向上を図ること。
設置場所	川崎市川崎区塩浜 3 丁目 2 4 番 1 2 号
主な事業内容	1 施設及び設備を利用に供すること。 2 各種水泳教室の開催に関すること。 3 その他必要な事業に関すること。
指定期間	平成 1 7 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで
設置年月日	平成 8 年 7 月 1 日